

本検討委員会のあり方について

本委員会の変遷

●平成 27 年 12 月

本委員会の前身である「放課後子ども総合プラン運営委員会」を「附属機関に準ずる機関」として設置

※「放課後子ども総合プラン運営委員会」とは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、地域の実情に応じた効果的な児童育成センター及び放課後子ども教室の実施に関して検討する場。



●令和 2 年 4 月

「放課後子ども総合プラン運営委員会」は「附属機関に準ずる機関」から「懇談会」へ移行



●令和 3 年 3 月

委員会の名称を「岡崎市放課後児童クラブ等子どもの居場所拡充検討委員会」に変更
※別紙「要綱」参照

<参考>

市の設置する会議体の規定が次のとおり変更されました。

●令和元年度まで

「附属機関」・「附属機関に準ずる機関」に区分



●令和 2 年度から

「附属機関」・「懇談会等」に区分

	附属機関	懇談会等
名称	審議会、審査会、協議会、委員会、調査会、〇〇会議など	附属機関と混同されない名称とする（懇談会など）
設置根拠	法律又は条例	要綱等
委員構成	関係団体代表者、学識経験者、公募市民、市職員など	関係団体代表者、学識経験者、公募市民など（市職員は事務局）
形態	合議体	合議体ではない
役割	合議による意思決定、会としての意見の取りまとめ、答申・意見書・報告書の作成など	意思決定は行わず、個人が意見を述べたり意見交換をする
委員の身分	特別職非常勤職員として委嘱	特別職非常勤職員としての委嘱はしない ※公務災害補償なし
予算措置	報酬	報償（謝礼）